

【 会 議 録 】 (概 要)

日時:令和7年(2025年)8月4日(月)午後1時30分～3時30分

会議名	令和7年度第1回越谷市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	場所	越谷市役所エントランス棟3階 会議室3-1
件名/議題	1 開会 2 議題 (1) 第3次地域福祉計画の進捗状況について (2) 重層的支援体制整備事業の実施状況について (3) 第4次地域福祉計画素案について 3 その他 4 閉会		会議資料 (■有 □無)
出席者	出席委員(18名) 高島分科会長、大島副分科会長、永福委員、松本委員、高野委員、 齊藤委員、中村委員、幸田委員、桑原委員、横井委員、 川島委員、会田委員、中村委員、田村委員、駒崎委員、 渡辺委員、谷塚委員、飛田委員 欠席委員 なし 事務局(6名) 山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長(兼)地域共生推進課長、 地域共生推進課：小澤調整幹、中村主幹、岡本主任、田中主任 計画策定支援事業者(3名) 株式会社地域計画連合：柳坪取締役、相羽主任研究員、 川手副主任研究員 傍聴人 なし		
内容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
【合意・決定事項等】 議題(1)～(3) ・会議での意見を踏まえ事務を進めることとなった。 その他 ・次回会議は令和7年9月頃に「第4次地域福祉計画の素案」を議題として 開催する予定の旨説明を行った。			

会議録（要旨）

1 開 会（午後1時30分）

- ・越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員総数18人全員が出席しているため、会議が成立することを報告。

2 議 題

- ・議事は、同条例第6条第2項の規定により、高島分科会長が議長となり進行。
- ・はじめに、同条例施行規則第5条の規定により、原則公開の旨を説明し、傍聴人の有無を確認。傍聴人なしのため、そのまま議事を進める。

議題（1）第3次越谷市地域福祉計画の進捗状況について

資料1にに基づき、事務局から説明を行った後、質疑応答を行う。

《質疑・意見》

【委員】

資料1の9ページ福祉SOSゲーム研修について、研修会実施件数は分かるが、参加人数が記載されていない。人数は把握しているのか、なぜ人数を示さないのか。

また、10ページの地域コミュニティ活動の新規・拡充事業数に記載されている令和6年度まちづくり事業全195件、14ページの民生委員・児童委員相談支援件数6,481件の数字の算出の仕方、出典はどこか。

【事務局】

令和6年度は合計248名参加、研修会12件実施（平均20人程度）。件数のみの表記は総合振興計画に合わせたもの。今後表記を検討する。

地域コミュニティの件数は、各地区の地区まちづくりコミュニティ助成金を活用した件数の合計、相談件数については、民生委員から提出された報告書の件数を合計したものとなる。

議題（2）重層的支援体制整備事業の実施状況について

資料2に基づき、事務局から説明を行った後、質疑応答を行う。

【副会長】

重層的支援体制整備事業について補足する。

もともと2005年頃から『地域包括ケアシステム』をつくろうという流れがあり、介護保険制度を基盤とし、高齢者を中心に包括的に支援していく仕組みだった。しかし、高齢者だけでなく、障がい、子ども、生活困窮など幅広い分野の課題に対応するため、『地域共生社会』という理念が掲げられ、誰もが支え合う地域づくりを目指す方向が示された。

この理念を実現するための具体的な仕組みとして『重層的支援体制整備事業』が位置づけられた。相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行い、既存の制度では対応が難しい複雑な課題に様々な機関が連携し取り組むことが、この事業の大きな特徴である。

越谷市はこの事業に早い段階から取り組んでおり、非常に先進的だと感じている。

【委員】

資料2の4ページ、支援プランに本人同意が必要とあるが、どのように得ているのか、課題は何か。

【事務局】

本人同意の方法については、こういった支援を各支援機関が実施するかを示した支援プランを提示し、対面です承を得ている。ただ、支援を拒否されることも多く、支援内容を理解することが難しい、支援に対する不信感を持っている等、様々な要因で本人同意を得られないという課題がある。

【委員】

実際の現場において、ふれあいサロンや支え合い会議などの取り組みの中で、支援を必要とする様々な方々に会遇する。問題解決を進める中で、社会福祉協議会に相談したり、協力を得たりしながら、支援につながることの大切さを感じている。しかしながら、一人一人の知識不足から、うまくつながっていかないのが現状である。また、この支援を必要とする方々に対しても、自らの支援内容が十分に伝わっておらず、支援を受けていない方がいるのが気がかりである。地域の民生委員らの知識レベルを高めていくことも重要であると思われる。

更に、越谷ごちゃまぜの会のような横のつながりの場が増えれば、現場の関係者がディスカッションできて、スムーズな活動につながるのではないかと考えられる。

【委員】

資料2の3ページにある地域活動支援センターI型・III型の現状や利用状況、今後の増設予定はあるか。

【事務局】

地域活動支援センターについては、現在市内で2カ所、I型1カ所、III型1カ所が設置されている。業務内容は、地域で生活する障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう援助を行うものである。

令和6年度の利用者数は、I型が延べ6,568名、III型が延べ2,431名となっている。なお、増設の予定については、所管課に確認の上、後日報告させていただく。

<後日確認内容>

増設については埼玉県意向もあり、新たな地域活動支援センターの設置は予定していないが、障害福祉サービス事業所によるサービスの提供の確保に努めていく。

【委員】

資料2の7ページについて、児童分野の事例が少ないのはなぜか。また、就学前後の児童にこの事業のニーズがあるのか。

【事務局】

児童分野の件数が少ないというご指摘について、令和4年度及び令和5年度は、越谷市で設置している要保護児童対策地域協議会において、事例を協議するケースが多かったためである。そして、令和6年度から対象要件を緩和したことにより、学校のスクールソーシャルワーカーからの児童関連の相談が増加傾向にある。

また、就学以降の年齢層の方の件数が多く、不登校や障がい関連の相談が多い状況である。

【委員】

現場の状況として、ちょっと気になるお子さんや、気持ちのコントロールが上手くないお子さんといった子どもたちの受入れが大変多く要請されている。行政による巡回指導などの支援も行われているが、それを上回る形で現場では対応に苦慮している。

そのため、重層的支援体制の強化や他機関との連携支援の仕組みがより現場の実践に応じて機能すること、また地域福祉計画にもそうした視点が反映されることが期待される。

4 ページについて、コミュニティソーシャルワーカーの資格要件や専門性の基準はどのようになっているのか。

【事務局】

特段の国家資格や任用資格の要件はない。しかしながら、事業を委託している社会福祉協議会に配置されている職員は社会福祉士が中心である。委託に際し資格要件はないものの、この事業を実施する上で社会福祉の知識に精通している者が必要になると考えられる。

【委員】

多機関連携等の取り組みにおいては、専門的知識と実践力を備えたコーディネーターの存在が重要であると考えられる。

一方で、地域福祉計画の策定においては、住民主体や総市民参加の観点が重要である。このような観点から見れば、専門職だけでなく、資格を持たない住民にもコーディネーターとしての役割を期待できるような計画づくりが、住民主体の地域福祉計画という目的に合致するのではないかと考えられる。

【委員】

コミュニティソーシャルワーカーについて、複雑化・複合化した事例が増加していくことが見込まれる中で、現在の人数で対応可能なのか、今後人数を増やしていく予定はあるのか。

【事務局】

現在6名で対応しており、今後相談件数の増加に応じて調整が図りながら進めていきたいと考えているが、現時点で増員については特に検討していない。

議題（3）第4次越谷市地域福祉計画素案について

資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき、事務局から説明を行った後、質疑応答を行う。

《質疑・意見》

（基本目標Ⅰについて）

【委員】

資料3-2の30ページにおいて、前回調査と比較して自治会等の行事で活動する人の割合が増加しているとの指摘がある。この傾向は、自治会の加入率が低下しているという現状と逆行しているように思われる。

このような分析結果となった説明と、この福祉計画の策定に当たって、自治会加入率の増加等に関する考えがあれば教示いただきたい。

【事務局】

自治会への加入促進については、市民活動支援課が、市民課や宅建協会と連携して、新たに転入された方への案内チラシの配布や自治会連合会のホームページの内容を充実させ、各地区での活動を掲載していくといった取り組みを進めている。

また、31ページのグラフ「地域でどのような活動に参加しているか」という調査結果では、自治会等の行事に参加したことがある方が増加していると出ている。この回答には、自治会に加入しているかどうかに関わらず、参加経験のある方が含まれている。

なお、地域での活動に特に何も行っていないという方が4割ほどいることを踏まえ、地域の活動に興味を持っていただけるよう、講座などの情報発信が必要と考えられる。

【委員】

地域福祉計画に盛り込むべき事項として、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が挙げられており、地域社会への参加が重要と考えられる。

そのため、素案の施策部分には、市民の自助、地域の互助・共助といった形で各主体の役割が示されている。こういった地域社会での役割について、具体的にどのように推進・促進していくのか教示いただきたい。

【事務局】

委員ご指摘のとおり、地域福祉の推進には、行政だけでなく地域住民や関係団体・企業など、多様な主体の役割が重要である。

各主体の役割を示すに当たっては、義務や責任として一方的に求めるのではなく、それぞれの主体が自らの関心や可能性に応じて関わっていきけるような方向性を共有することを目的としている。特に住民の皆様には、地域のことを考え、できる範囲で関与することが重要な役割と捉えている。

そのため、計画では、参加や協力の入り口を広げ、福祉が一部の専門職だけでなく地域全体で支えるというメッセージを発信したいと考えている。

具体的な推進方法としては、施策にひもづいている講座への参加やイベントへの参加などから始めていただくものと考えている。

【議長】

基本目標1では、地域福祉活動への住民参加の促進が大きな柱となっている。

基本方針として、多様な主体が地域に関心を持ち、地域福祉に理解を深め、参画できる機会の充実を掲げている。

その中で、各主体の役割について、市民の自助、地域の互助・共助、そして行政の公助といった表現を使っており、支え手と受け手という構図ではなく、みんなで地域社会をつくっていくという視点での記述になっている。

委員の皆様におかれましては、この表現や内容について、これまでの活動との整合性などの観点から、ご意見いただければ幸いである。みんなで進める、みんなでつくっていくという雰囲気伝わっているかどうかについても、ご確認いただければと思う。

【委員】

資料3-1の9ページの越谷市Ma a S登録者数とはどういうものか。

【事務局】

Ma a Sは、モビリティ・アズ・ア・サービスの頭文字で、移動サービスを指すものである。具体的には、後期高齢者、75歳以上の方を対象に公共交通料金の割引を行うサービスである。登録をすることで割引が適用されるため、その登録者数をカウントしていくという評価指標になっている。

【委員】

今の説明とは別に、買い物支援が最近開始されたと記憶している。実績状況はどうなっているか。

【事務局】

移動販売については、昨年度2月から開始し、現在6か月が経過した。現在、公共交通が不便な地域6地区で実施している。販売場所によって売上にはばらつきはあるが、いずれの地区においても利用がある状況である。

【委員】

基本目標2には「適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します」との記述がある。ここで「つなぐ」ではなく「つなぎ」と書かれているのは、どのような意味合いなのか。

【事務局】

基本目標2については、3次計画では「適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します」という文言が使われていた。今回の計画では、支援について、課題の解決に至るまでの支援体制の強化を図ることを目標としている。そのため、「つなぐ」ではなく「つなぎ」という語を使用している。

【議長】

つなぎの後に点があったほうがいいのではというご指摘か。

【委員】

つなぎで点のほうがいいのかと思う。

【委員】

基本方針2-2には「社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり」との記載がある。ここでいう「孤独・孤立」とは、具体的にどのようなものを指すのだろうか。ご教示いただきたい。

【事務局】

孤独と孤立は、以下のように区別される概念である。

孤独は主観的な概念であり、独りぼっちで寂しさや不安を感じている状態を指す。一方の孤立は、客観的な概念であり、社会とつながっていない状態を示す。

国では「孤独・孤立対策推進法」が令和6年度から施行され、孤独・孤立状態にある人への支援策を進めている。

今回の計画においても、この孤独・孤立への対応を重要な課題として捉え、対策を盛り込んでいる。

3 その他

事務局から以下の事務連絡を行った。

- ・次回開催時期について、令和7年9月下旬頃、第4次地域福祉計画の素案全体を議題とする予定。
- ・上記審議会での検討内容も含め、素案を作成。11月に意見公募を募集予定。

4 閉 会（午後3時30分）

- ・大島副分科会長から閉会の挨拶